

平 1 9 長寿社会第 1 3 2 2 - 2 号
平成 2 0 年(2008年) 1 月 2 2 日

各介護保険事業所の管理者 様

山口県健康福祉部長寿社会課長

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」等に基づく
適切な対応について

このことについては、平成 1 9 年 5 月に「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（通称：パートタイム労働法）の一部を改正する法律」が成立し、また、同年 1 0 月 1 日に「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」が公布され、いずれも平成 2 0 年 4 月 1 日から施行される予定です。

事業主には、その雇用する短時間労働者について、就業の実態等を考慮し、上記法律等に定められている、労働条件を文書等で明示することなどの措置を講ずることが求められることとなりますので、貴事業所におかれましても事業主に法令の内容を伝えていただくとともに、適切に対応されるようお願いします。

なお、関係法等の資料については、3 月に実施予定の集団指導において、その概要を説明することとしております。（以下のwebページからダウンロードできます。）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1.html>

介護保険班 TEL 083-933-2774 FAX 083-922-3022
